

共著論文を博士の学位申請のための主論文  
とすることの要件に関する申合せ

〔 平成9年5月8日  
大学院委員会 〕

博士論文審査取扱要領第5条第1項第1号に規定する「権威ある国際的な学術誌」とは、当分の間、最新版のScience Citation Index（S C I）に掲載されている学術誌とする。

附 則

- 1 この申合せは、平成9年6月1日から施行する。
- 2 「共著論文の要件に関する申合せ」（平成5年9月8日大学院委員会承認）は廃止する。
- 3 外国において発行されている学術誌に平成9年8月31日以前に受理（学術誌発行機関の受理証明書により確認できるものに限る。）されることとなる共著論文は、当該学術誌がScience Citation Index（S C I）に掲載されていない場合であっても、この申合せにかかわらず、なお従前の例による。